

大和市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第 8 号

大和市建築基準条例の一部を改正する条例

大和市建築基準条例（平成 1 2 年大和市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「同じ。）」の次に「又は特定主要構造部が耐火構造」を加える。

第 1 0 条に次の 1 項を加える。

- 2 政令第 1 0 9 条の 8 に規定する火熱遮断壁等（以下「火熱遮断壁等」という。）で区画されている場合においては、火熱遮断壁等により分離された部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 1 2 条第 2 項中「区画された」を「床又は壁により分離された」に、「区画部分」を「分離部分」に改める。

第 1 5 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 火熱遮断壁等で区画されている場合においては、火熱遮断壁等により分離された部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、前 2 項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 1 7 条に次の 1 項を加える。

- 2 火熱遮断壁等で区画されている場合においては、火熱遮断壁等により分離された部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 2 3 条第 1 項中「、2 以上の出口に通じさせ」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の屋内通路は、2 以上の出口に通じさせなければならない。

第 2 6 条第 2 項、第 2 7 条第 1 項、第 2 8 条第 2 項、第 2 9 条第 4 項及び第 3 0 条第 2 項中「主要構造部又は屋根を除く主要構造部」を「特定主要構造部（屋根を除く。）」に改める。

第 3 4 条に次の 1 項を加える。

5 火熱遮断壁等で区画されている場合においては、火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第39条中「とし」の次に「、特定主要構造部を耐火構造とし」を加える。

第40条に次の1項を加える。

3 火熱遮断壁等で区画されている場合においては、火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第55条第1項中「面積」を「対象床面積（当該部分の床面積から階段室、機械室その他の火災のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める用途に供する部分の床面積を減じた面積をいう。以下同じ。）」に改め、「又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合」を削り、同条中第3項を第11項とし、第2項を第8項とし、同項の次に次の2項を加える。

9 法第3条第2項の規定により、第4条、第6条、第8条から第15条（第3項及び第5項を除く。）まで、第16条から第32条まで、第34条（第5項を除く。）、第36条から第40条（第2項を除く。）まで、第41条第3号又は第42条から第45条までの規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

10 第6項及び第7項の規定は、法第3条第2項の規定により第6項及び第7項に規定する規定（第43条から第45条までに係る部分を除く。）の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第6項及び第7項中「増築又は改築」とあるのは、「用途の変更」と読み替えるものとする。

第55条第1項の次に次の6項を加える。

2 法第3条第2項の規定により、第15条第1項若しくは第2項、第17条第1項、第34条第4項、第39条又は第40条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれか（劇場の客席に供する部分に係る増築にあつては、第1号）に該当する増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築に係る部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分が、次のア及びイに該当するものであること。

ア 火熱遮断壁等で区画されるもの

イ 第15条第1項及び第2項、第17条第1項、第34条第4項、第39条並びに

第40条の規定に適合するもの

(2) 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が、50平方メートルを超えないものであること。

3 法第3条第2項の規定により、第11条、第18条第2項、第21条、第22条（第34条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第23条第2項、第24条（第1項第4号を除く。以下この項において同じ。）、第27条、第28条、第32条、第34条第2項（第2号を除く。以下この項において同じ。）、第41条第3号又は第42条第3号の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれか（居室の部分に係る増築にあつては、第1号）に該当する増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築に係る部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のア及びイに該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分及びその他の部分が、増築又は改築の後において、それぞれ政令第117条第2項各号のいずれかに掲げる建築物の部分となるもの

イ 増築又は改築に係る部分が、第11条、第18条第2項、第21条、第22条、第23条第2項、第24条、第27条、第28条、第32条、第34条第2項、第41条第3号及び第42条第3号の規定に適合するもの

(2) 次のア及びイに該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が、基準時における延べ面積の20分の1（当該対象床面積の合計が50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル。以下この条において同じ。）を超えないもの

イ 増築又は改築が、当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないもの

4 法第3条第2項の規定により、第12条、第14条、第20条、第23条第3項、第24条第1項第4号、第26条又は第29条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれにも該当する増築（居室の部分に係るものを除く。以下この項において同じ。）又は改築をする場合は、当該増築又は改築に係る部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が、基準時における延べ面積の20分の1を超えないこと。

(2) 増築又は改築が、当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上

支障とならないものであること。

- 5 法第3条第2項の規定により、第9条(第24条第2項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)、第16条、第24条第2項、第36条、第37条又は第42条(第3号を除く。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築に係る部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分が、次のア及びイに該当するものであること。

ア 火熱遮断壁等で区画されるもの

イ 第9条、第16条、第24条第2項、第36条、第37条及び第42条の規定に適合するもの

(2) 次のア及びイに該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が、基準時における延べ面積の20分の1を超えないもの

イ 増築又は改築が、当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないもの

- 6 法第3条第2項の規定により、次の各号に掲げる規定の適用を受けない建築物について、当該規定に規定する基準の適用上1の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分としてそれぞれ当該各号に定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築に係る独立部分以外の独立部分に対しては、当該規定は、適用しない。

(1) 第9条、第15条第1項若しくは第2項、第16条、第17条第1項、第34条第4項、第36条、第37条、第39条、第40条又は第42条(第3号を除く。) 火熱遮断壁等により区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分

(2) 第11条、第18条第2項、第21条、第22条(第34条第3項において準用する場合を含む。)、第23条第2項、第24条第1項(第4号を除く。)、第27条、第28条、第32条、第34条第2項(第2号を除く。)、第41条第3号又は第42条第3号 政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分

- 7 法第3条第2項の規定により、第10条、第18条第1項、第23条第1項、第30条、第31条又は第43条から第45条までの規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築に係る部分以外の部分に対しては、これ

らの規定は、適用しない。

別表第1号中	10,000円	を	15,000円	に、	床面積の合計が、 200平方メートル を超え、500平方 メートル以内のもの
	18,000円		28,000円		
	28,000円		43,000円		

36,000円	を	床面積の合計が、 200平方メートル を超え、300平方 メートル以内のもの	48,000円	に改め、同表第2号中
		床面積の合計が、 300平方メートル を超え、500平方 メートル以内のもの	55,000円	

16,000円	を	24,000円	に、	床面積の合計が、 200平方メートル を超え、500平方 メートル以内のもの	34,000円
		30,000円			
		39,000円			

を

床面積の合計が、 200平方メートル を超え、300平方 メートル以内のもの	44,000円
床面積の合計が、 300平方メートル を超え、500平方 メートル以内のもの	53,000円

に改め、同表第3号中

15,000円
18,000円
24,000円

を	23,000円	に、	床面積の合計が、 200平方メートル を超え、500平方 メートル以内のもの	31,000円	を	床面積の 200平 を超え、 メートル
	29,000円					床面積の 300平 を超え、 メートル
	38,000円					

合 計 が、 方メートル 3 0 0 平方 以内のもの	4 2， 0 0 0 円
合 計 が、 方メートル 5 0 0 平方 以内のもの	4 9， 0 0 0 円

に改め、同表第 4 号中

1 5， 0 0 0 円
1 8， 0 0 0 円
2 3， 0 0 0 円

を

24,000円
28,000円

に、「

床面積の合計が、 200平方メートル を超え、500平方 メートル以内のもの	32,000円
---	---------

を

床面積の合計 200平方メ を超え、300 メートル以内
床面積の合計 300平方メ を超え、500 メートル以内

が、 一トル 平方 のもの	42,000円
が、 一トル 平方 のもの	50,000円

に改め、同表第7号中「第18条第16項」を「第18条

第20項」に改め、同表第8号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表第9号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表第10号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表第61号及び第63号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(大和市手数料条例の一部改正)

2 大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(1)ウ中「一の」を「1の」に改め、同ウ(エ)中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同ウ中(エ)を(オ)とし、同ウ(ウ)中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項」を「基準省令第1条第1項第1号」に改め、同ウ中(ウ)を(エ)とし、同ウ(イ)中「(ア)」の次に「及び(イ)」を加え、同ウ中(イ)を(ウ)とし、同ウ(ア)中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項」を「基準省令第1条第2項」に改め、同ウ(ア)の次に次のように加え、同ウを同エとする。

(イ) 住宅部分（基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 51,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 86,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 150,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 220,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(1)イ中「住宅（ア）」の次に「及びイ」を加え、同イを同ウとし、同アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 25,000円
- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 28,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(2)中「第15条第1項」を「(平成27年法律第53号)第14条第1項」に改め、同イ中「一の」を「1の」に改める。

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表第1号区分の欄及び金額の欄を次のように改める。

	ア 一戸建ての住宅（増築又は改築をする場合（基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロに適合するものに限る。以下ア及びイにおいて同じ。）にあつては、当該増築又は改築をする部分）（基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。）の場合（基準省令第1条第1項第2号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅（以下「気候風土適応住宅」という。）にあつては、基準省令第1条第2号イの規定は適用しない。以下ア及びイにおいて同じ。） 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円
--	--

	イ 一戸建ての住宅（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 25,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 28,000円 ウ 一戸建ての住宅（ア及びイに該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円 エ 1の建築物（一戸建ての住宅を除く。オにおいて同じ。）の場合 当該申請に係る住宅の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分（共用部分の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除く。以下この表において同じ。）（基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 33,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 57,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 160,000円 (イ) 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請又は請求
--	--

	をされたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 51,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 86,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 150,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 220,000円 (ウ) 住宅部分（ア及びイに該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 69,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 120,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 200,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 280,000円 オ 1の建築物（建築物の用途が基準省令第10条第1号に規定する工場等（以下この表において「工場等」という。）以外であるものに限る。）の場合 当該申請に係る非住宅部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (イ) 工場等以外（基準省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされたものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 87,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 110,000円 c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メ
--	--

	ートル未満の建築物 150,000円 d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 240,000円 e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 310,000円
	f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 370,000円 g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 440,000円 (イ) 工場等以外（基準省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされたものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 230,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 290,000円 c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 370,000円 d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 530,000円 e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 650,000円 f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 770,000円 g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 870,000円 カ 非住宅部分（建築物の用途が工場等であるものに限る。） 当該申請に係る非住宅部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (ア) 工場等（基準省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされたものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

	a 床面積の合計が300平方メートル未満の工場等 19,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の工場等 26,000円 c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の工場等 38,000円 d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の工場等 95,000円 e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の工場等 140,000円 f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の工場等 180,000円 g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の工場等 220,000円 (イ) 工場等（基準省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされたものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の工場等 23,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の工場等 31,000円 c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の工場等 43,000円 d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の工場等 100,000円 e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の工場等 150,000円 f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の工場等 190,000円 g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の工場等 230,000円
--	---

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表第3号を次のよう

に改める。

3	法第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条第1項各号に基づく法第11条第6項の規定による適合判定通知書の交付を受けたものとみなす建築物に係る建築基準法第7条第1項の規定による完了検査	(1) 建築物の用途が一戸建ての住宅の場合	建築条例別表第2号、第3号、第7号又は第8号に定める額に14,000円を加えた額
		(2) 建築物の用途が工場等以外である場合	建築条例別表第2号、第3号、第7号又は第8号に定める額に、次に掲げる1の建築物の各部分の床面積（建築基準法第7条第1項の規定による完了検査申請又は同法第18条第16項の規定による完了通知に係る1の建築物の各部分の床面積に限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加えた額 ア 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 21,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 35,000円 (ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 67,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 100,000円 イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 19,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 26,000円

	申請手数料又は同法第18条第20項の規定による完了通知手数料	(㍑) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 38,000円 (㍔) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 95,000円 (㍑) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 140,000円 (㍑) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 180,000円 (㍑) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 220,000円
	(3) 建築物の用途が工場等の場合	建築条例別表第2号、第3号、第7号又は第8号に定める額に19,000円を加えた額

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表第4号中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を「第13条」に改める。

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表第5号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号(1)エ中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同エ(ア)及び(イ)中「又はウ」を「、ウ又はエ」に改め、同エ(ウ)中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に改め、同エを同オとし、同ウ中「一の」を「1の」に改め、同ウ(エ)中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同ウ(エ)を同ウ(オ)とし、同ウ(ウ)を同ウ(エ)とし、同ウ(イ)中「(ア)」の次に「及び(イ)」を加え、同ウ(イ)を同ウ(ウ)とし、同ウ(ア)の次に次のように加え、同ウを同エとする。

(イ) 住宅部分（基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 51,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築

物 86,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 150,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 220,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表第5号(1)イ中「ア」の次に「及びイ」を加え、同イを同ウとし、同アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 25,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 28,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表第5号(2)中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同(2)イ中「一の」を「1の」に改め、同(2)ウ(ウ)中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に改め、同表第6号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表第7号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号イ中「一の」を「1の」に改め、同表第8号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同表第9号を削る。